

よこはま都市消防



公益社団法人 横浜市防火防災協会
Yokohama Disaster Prevention



日本丸 写真：近藤美樹さん

巻末

令和5年度
■救命講習・応急手当普及員講習
■防火・防災管理講習
日程決まる

58号

1 4月 7 10

| 2023 | Spring |

目次/フォト収集	1
消防車は語る (第12回)	2
ダットサン(日産)小型消防車 1943年ころ～	
横浜消防の近代史	3～4
港崎遊廓の焼失	
潤滑油と触媒	4
私の住むマンションで行った防災対策【ハード編】	
「減災新聞」の視点	5～6
「終わりになき防災」のため	
いざという時のための「ひとり整体」のすすめ	6
防災の取り組みにアシスト 第6回	7～8
地震時等の電気火災対策 電気用品安全法関係政省令等の改正	
特別寄稿	
物品販売店舗火災等の危機管理について (前編)	9～12
消防関係法令集・最新版販売開始!	12
横浜消防トピック119	13～14
施設課より 令和4年度製作 防災指導車(地震体験車)	
司令課より LIVE映像通信システム運用開始	

好評連載 15～16

- 新約消防白書 タウマゼインからエウレカを求めて
- コラム 妄言多謝
- 横浜路地裏日記
- わたしのベストショット
- 私の(好きな)日本酒

編集後記

巻末特集ページ

- 講習紹介コーナー 救命講習
- 令和5年度 講習日程表
- 令和5年度 救命講習日程表
- 令和5年度 防火防災管理者講習日程表



画：渡邊 雄二

「フォト収集」#22

横浜

もうすぐ満開
撮影地：保土ヶ谷区鎌谷町
作者：天野 義照



山

尾瀬展望
撮影地：群馬県
作者：武笠基和



鉄道

終着駅は始発駅
撮影地：門司港駅
作者：有賀 太重



花

Formative art
撮影地：山下公園
作者：M・N



消防車は語る 消防車の解説 第12回

ダットサン(日産)小型消防車 1943年ころ～

このイラストの消防車両は、1942年4月、太平洋戦争開戦まもなく、米国による我が国初空襲に危機を感じたことにより誕生し、1932年の11型から終戦時の17型までベストセラーと評価されたダットサン小型自動車に消防車に改装されて活躍した車両である。

このダットサンは戦前の日本を代表する小型自動車の代名詞になっていて、使い勝手は非常に良かったといわれていた。排気量も当初は500cc以下で運転免許証が不要、税金も安かったのでよく普及していた。

空襲が本土に及ぶとダットサンは有志の国民から供出されて消防車や水管車・小型動力ポンプ搬送車などに改造され、全国各地で使用された。爆撃はB-29が主になり、爆弾が炸裂弾から焼夷弾になって火災への対処が必要になり、小回りの利く小型消防車は重要視された。積載ホースは細く本数も少なかったが機動性を生かした転戦作戦で重要防ぎよ点を守ったと聞いた。

戦後は大型トラックが消防車になり、ダットサン消防車は消防団に配置され重宝された。

また、消防車のほかに小型タクシーになっていたとかすかに記憶に残っている。

エピソード

ダットサンは日産自動車のブランドである。由来は、創業出資者の田・青山・竹内の名前から車名をDAT号とつけたことによる。その後、DAT号のモデルチェンジにあたり、DATの息子DAT-SONとした。しかし、SONは「損」に通じるとしてSUNにした。かくてDATSUNが誕生した。戦時中はカタカナでこの名前を通し戦後から現在までブランド名として世界に広まっている。

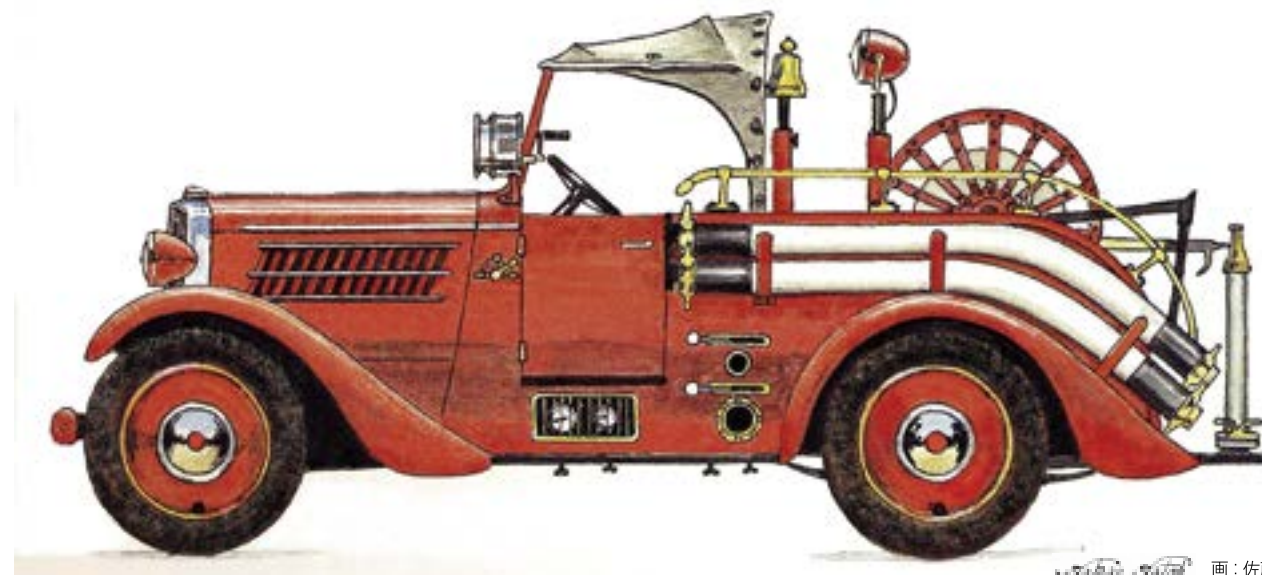
トラック荷台のあおり板には塗色ではなくプレスでロゴが記されておりステイタスな雰囲気を醸し出している。米国では英語読みで「ダッツン」と呼ばれている。私が消防に入ったころに気にしていたことがある。当時「ダッツン」はスラングで「ノロマの王子」バカ殿という意味だと聞かされた。

今では、侮蔑用語として社会から消滅しているがいつも気になっている。



がもん
防災・生活安全 我聞塾
桐蔭横浜大学 客員教授
佐藤 榮一

イラストのサインSakaeは榮一の 榮 で高校時代から使用しています。



画：佐藤 榮一

ホームページをリニューアル!

今回 PC版・スマホ版のホームページをリニューアルし、より見やすく使いやすく変身しました。これからもタイムリーな情報を掲載してまいりますのでご利用ください。

<https://ydp.or.jp>



横浜消防の近代史

港崎遊廓の焼失

現在、横浜 DeNA ベイスターズの本拠地、横浜スタジアムのある横浜公園には、かつて江戸の吉原遊廓を模した港崎(みよざき)遊廓があり、遊女をはじめ多くの人々が働いていた。開港から4年後、1863(文久3)年頃の港崎遊廓の様子について「天保老人某」という人物は、「まず大門を入ると、真中の大通りが仲の町で、その突当りに金毘羅の社があった。大門を入れて左側の始めはお茶屋で、それについて左へ曲ると、富士見楼というのがあり、突当りのが局店で、また

もとへ戻って通りへ出ると、金石楼のつぎが、すなわち岩亀楼で、岩亀楼の片隅に会所がありました。岩亀の裏には長屋が二棟あった。金毘羅様に寄った左側のはずれに局店が一棟ある。右側は大門際に玉川楼、それに沿うて右へ曲ると泉橋楼、通りには伊勢楼・新岩亀・岩里楼というのがあった。その裏には甲子楼・金浦楼のほか、長屋がありました」と回想している(「最初の遊廓」、『横浜貿易新報』1908年4月4日)。三階建ての富士見楼など、廓内にはいくつもの大きな建物があった。また、廓の外周は沼地となっており、港崎遊廓は埋立地の上に形成されていた。前号で紹介した1866年11月26日(慶応2年10月20日)の慶応の大火はこの遊廓を焼き払っていく。

当時、港崎遊廓の芸者だった吉田そのは、「慶応二年寅年十月二十日の朝、末広町の豚鉄が火元で、港崎町の郭も悉皆焼けて、死人が四百何十人あったと申すことでした」と回想している(「港崎町廓見番」、『横浜貿易新報』1909年2月19日)。それによれば、遊廓から外部への道は大門(図Ⅱの中央遊廓に通じる最初の入口)や非常用の跳ね橋な

ど数か所に限られ、廓内は大混乱になったという。そうしたなか、廓内に火が燃え移ると、人びとは大門等に殺到した。また、火の回りも早く、逃げ遅れた人も多くいた。特に富士見楼では、最上階で生活する太夫衆が逃げられず、そのまま亡くなっている。吉田は「ひどい大風でしたから、火元のまだ焼けきらないうちに、廓は一面の火になったというくらいでしたから、富士見楼では、それ火事だということ、二階の者を起しに廻っているうちに、もう下へ火がついたから、三階へ起しに行くことができない」と、焼け落ちていく富士見楼の様子を回想している。

廓内には、江戸の吉原に倣って火消組(廓組)も組織されていたが、消火活動は追いつかず、避難者は「何分にも大風で火の粉が飛んで来て髪の毛へ火が付く、熱くて苦しいから袖をちぎり、着物を脱ぎして沼の水を浸して、天窓から冠って居ると云ふ有様」だった(前掲「港崎町廓見番」)。大門突当りの金毘羅社は小高い丘になっており、三方を火災に囲まれた人びとはそこへ集まったという。また、対岸から遊廓の様子を見ていたイギリス人外交官のアーネスト・サトウも「現地人の町において最も激しく出火

横浜都市発展記念館
主任調査研究員 吉田 律人



図Ⅰ 武州横浜港焼場方角図 1866(慶応2)年 横浜開港資料館所蔵
慶応の大火の被害状況を示す絵図。やや色の薄い部分が焼損範囲。

していたのは、泥でできた沼に囲まれ、横浜の他の部分とは木製の橋でつながっていた小さな島(港崎遊廓一引用者注)だったのだが、橋はすでに逃げまどう人々でいっぱいだった。浅瀬を渡ったり泳いだりして安全な場所に逃げることも不可能であった」と自著に記している(鈴木悠訳『一外交官の見た明治維新』講談社、2021年、219頁)。そこへ「赤隊」、すなわちイギリス駐屯軍が来援し、避難者の誘導を実施、吉田も兵士たちに救

助された。前号で紹介したイギリス駐屯軍は港崎遊廓の人びとを救ったのである。



図Ⅱ 神奈川横浜新湊港崎町遊廓花盛之図真景 五雲亭貞秀画 1860(万延元)年閏三月
横浜開港資料館所蔵
横浜開港から1年後の港崎遊廓内の様子。左端、大門の先に木製の橋が確認できる。

潤滑油と触媒 防災を滑らかに伝え、周りを触発する手法アレコレ

今回の触発キーワード 『私の住むマンションで行った防災対策【ハード編】』

本誌57号の「減災新聞の視点」により「よこはま防災力向上マンション」の認定制度が始まったことを知った。認定制度の始まる経過や趣旨とは異なるが私の住んでいたマンション(横浜市内)で行った防災対策について、少しでも参考になればと思い列記させていただいた。

- ①マンションに設置してあった屋内消火栓設備の非常電源(自家用発電設備)を活用し、発電した際に電気を各階の廊下にあるコンセントに供給できるように切替装置や配線を整備した。(※)
- ②その電気を利用して各階廊下に照明が照らせるようにLED照明と固定具、延長コードを各階数分購入し配備した。
- ③貯水タンクの給水管がタンクの下から3分の1くらいの位置にあったので、それより下部の水量をいざという時に有効活用できるように、タンクの底部付近に取水口(蛇口)を設けた。
- ④炊き出し用にプロパンボンベと五徳、大鍋を購入し倉庫に保管した。(今は不可らしい)
- ⑤水の搬送・保管用ポリタンクを全世帯数分購入し保管した。
- ⑥窓ガラスが破損したときに備えてブルーシートとガムテープを全世帯分購入し保管した。
- ⑦各階のエレベーター横にあったパイプスペース内部にスチール棚で収納場所を作り防災用品を保管した。
- ⑧そこに救出・破壊用具としてパール、ナイロンロープ、カッターなども備えた。
- ⑨建物の最上階の壁に張り出し式のアームを設置し、滑車と地上までのロープを配置し、エレベーターが停止した際の水等の高層階への搬入を容易にできるようにした。

経過としては消防職員だった防火管理者の提案から始まり、管理組合の話し合いを経て予算化され、順次、防災対策を行っていったものである。(アルガ)

※自家用発電設備は消防用設備の非常電源であることから、他の目的に利用する際には容量等について消防設備業者と相談したうえで施工する必要があります。



「減災新聞」の視点

神奈川新聞記者 渡辺 渉



東日本大震災の当日、鉄道が止まり、帰宅困難者であふれるパシフィコ横浜=2011年3月11日

「終わりなき防災」のため

「今年に関東大震災から100年。震災では横浜も壊滅的な被害を受け、2万6千人を超える多くの命が失われた。その後の100年間に阪神大震災、東日本大震災などを経験し、近い将来、首都直下型の地震や南海トラフ巨大地震が起こることが予想されている。過去の教訓を踏まえつつ、新しい知見や技術を取り入れ、さらなる対策を進めていく必要がある」

2月2日夕、横浜市役所。関係機関を交えた防災会議の冒頭、山中竹春市長があいさつした。主な議題は防災計画の修正。東日本大震災後に巨大地震を想定して設定した減災目標が達成できていないとして、期間を延長するなどの見直しを図る内容だ。加えて山中市長は被害想定の変更にも言及し、こう訴えた。「災害対策に終わりはない」

その1時間ほど前、私はパシフィコ横浜で専門家の講演に耳を傾けていた。毎年恒例の震災対策技術展。セミナーに登壇したのは、地球物理学者の神沼克伊・国立極地研究所名誉教授だ。近年、地震や火山、さらには防災関連の著書を相次いで上梓しており、

東日本大震災の教訓として提唱される「最悪のシナリオ」への対策を必須とする機運を「M9シンドローム」と名付けて疑問を投げかけている。実際に起きるかどうかわからない低頻度の巨大災害にやや過剰に警戒してはいないか、との指摘である。同時に、一人一人が地震に対して着実に備える「抗震力」という概念を提唱している。

両者の言葉は対立しているようにも聞こえる。

しかし、神沼名誉教授は地震対策について「ゴールのないマラソンのようなもの」とも形容しており、「災害対策に終わりはない」という山中市長の言葉に重なる部分もある。ただ、神沼名誉教授は「人間の尺度ではなく、地球のタイムスケールで自然現象に向き合う必要がある」とも述べている。平易に言い換えれば「一人の人間が一生のうちに大地震に遭遇するのは一度ぐらい。場合によっては一度も経験しないかもしれない」ということだ。だからこそ、過剰に恐れるのではなく、「無理なく、息長く備えることが大切」と強調し、その考え方を「抗震力」という言葉で示している。

一方で、山中市長のような首長の立場で、「最悪のシナリオ」を念頭に置かないわけにはいかないだろう。再び「想定外」を招いてはならず、住民や企業、地域などにできる限りの備えを呼びかける役割がある。

大切なのは、こうした言葉が人々にどう伝わっているか、ということだ。さらに踏み込んで言えば、人々の行動につながる言葉とは何か、が問われているとも言えよう。警鐘のメッセージが一つでも胸に響けば、備えは広がるはずだ。そう思いつつ、これまでに会った言葉を振り返ってみたい。

「災害が起きた地域を被災地と言うなら、まだ起きていない場所は未災地だ」

2017年3月、宮城県で被災した高校生を招いた大和市での交流行事。語り部として活動する高校生の言葉が忘れられない。彼は小学生の時に巨大津波に遭遇。校舎に逃げ込んで一命を取り留めたが、昇降口に迫る津波の中、助けを求める大人に自らの手を差し伸べることができなかった経験を悔いていた。その大人は目の前で流されたという。

そして、被災地以外のどの地域も、今の時点では被災していないというだけで、いずれは被災地になると強調した。現在はあくまで、過去の災害と将来の災害の間、すなわち「災間」に過ぎない、とも語っていた。

生と死の差は紙一重。災害はいつ、どこで起きるか分からない。

彼がいわんとすることは、言い尽くされてきた警句に重なる。しかし、その現実を肌で知っているからこそその表現には迫力があり、説得力に満ちていた。

自分に置き換えて、その時にどう行動するか、その前にどう備えておくか。彼の言葉を反すうし、考えるだけでなく、行動につなげなければとあらためて思っている。

東日本大震災から12年。風化が懸念され、備え疲れ、も危惧される。だからこそ、響く言葉を見つめ直し、さらに探り続けなければ。「終わりなき防災」のために。



防災計画の修正などを決めた横浜市防災会議=2023年2月2日

いざという時のための「ひとり整体」のすすめ

●坂の上の整体院 院長 齊藤 正人

大胸筋のストレッチのセルフケア

大胸筋のストレッチを行うことによって、肩周辺の凝りをほぐしたり猫背予防になります。

大胸筋は、鎖骨からあばら骨の上部までを覆う筋肉で、肩周りの筋肉のなかでも、広くて大きい筋肉です。

お仕事でのパソコン作業や普段使っているスマートフォンによって、長時間かがみになりますが、そのことが、筋肉をだんだん硬くしてしまう原因になります。

今回は、大胸筋のストレッチをお伝えします。

図を見てください。

①棚や机の上に、図のように、手のひらをやや下向きにして手首あたりを台の上に軽く乗せます。

②少しずつ無理の無いように、身体を沈めていきながら、大胸筋を伸ばしながら緩めていきます。



コツとしては、左右の肩甲骨を中央に寄せるように、左の手のひらと右の手のひらの間の距離を少しずつ狭めて行くと、筋肉がもっとほぐれやすくなります。

③丁度、痛気持ち良いところで止めて、30秒ぐらいキープします。

それを1回として、5回ぐらいを1セットで、1日2セットから3セット行ってみてください。

変な痛みがあったりしたら、無理をしないようにしてくださいね。

坂の上の整体院 ● お問い合わせ

045-878-5168

横浜市港南区上永谷3-9-19
ジュビターサイトウ 1階

防災の取り組みに アシスト

地震時等の電気火災対策
電気用品安全法関係政省令等の改正

台風、地震、大雪などの自然災害により、しばしば停電が発生します。最近では昨年12月の記録的な大雪により、北陸・東北・北海道の各地で大規模な停電が発生し、社会活動に大きな影響が出ました。日常の生活で電気を使う器具が多くなってきて、真冬や真夏に大規模な停電となれば命を脅かすことにもなりかねません。

政府の消費動向調査によると、2人以上の世帯において耐久消費財としての電気製品の保有数は増加傾向にあり、特にルームエアコンは最近30年余の間に最も増加しています。

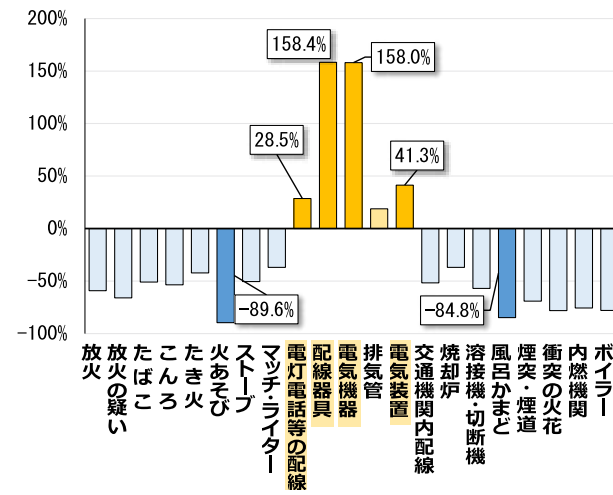
電気器具の使用の増加に伴い、全国では電気に関係した火災が増えており(図1)、大規模地震時にも電気による火災の割合が高くなる傾向にあります(図2)。

このため、地震時等の電気火災の対策として、感震ブレーカーの設置が推進されているほか、電気器具等の機能が強化されています。

電気用品安全法関係政省令等の改正

電気火災は、基本的に電気の流れによって発熱現象が起きそこに可燃物が接触して発火に至るものです。ストーブや電熱器など発熱体が外部に開放されている器具では、その発熱体と直接接触することによって火災が発生します。また発

図1 火災原因の増減状況
(平成4年と令和3年の比較)
(消防白書から作成)



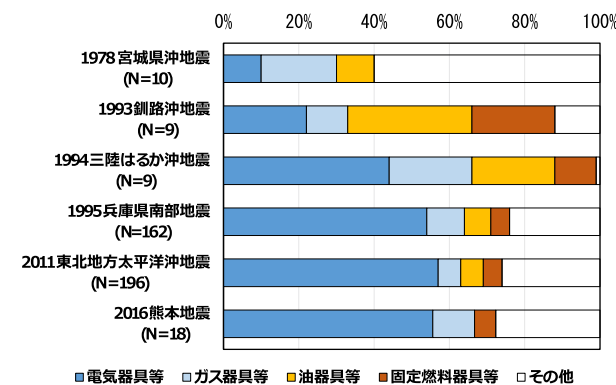
熱体がない器具等でも、配線部分やコンセントの差し込み部分などで、過大な電流が流れたり異常な接触が起きたりして熱が発生して火災となります。

これらの電気火災を防ぐため、最近電気用品安全法の関係政省令等が度々改正されています。

(1) 耐トラッキング性能

コンセントの部分ではいわゆるトラッキング現象による火災が発生します。これを防止するため、平成21年9月に台所に設置されることの多い冷蔵庫の差し込みプラグに耐トラッキング性能が義務付けられ、その後平成26年9月及び平成27年1月の改正により、家庭内で使用されるすべての電気器具の差し込みプラグの他、マルチタップ、ダイレクトプラグイン機器な

図2 地震時における電気関係の火災の状況
(火災便覧及び火災学会資料から作成)



どに対して、耐トラッキング性能を有することが義務付けられています。

(2) 延長コード

一般家庭で使用される延長コードが関係する火災としては、コードの被覆の破損によるものや、定格容量を超えた使用いわゆるたこ足配線によるものが増えています。このため、以前は延長コードを構成するプラグやコードなどの部品が単体で規制されていましたが、平成24年1月の改正により延長ケーブル全体として規制されるようになり、定格電流や定格電圧が定められたほか、コードの被覆が二重化されたり、プラグ部分の耐燃性化、コードを束ねての使用を禁止する旨の表示などが強化されました。

(3) 観賞魚用ヒーター

阪神淡路大震災や東日本大震災等では、地震の揺れによって観賞魚用の水槽が壊れて水中のヒーターが露出し、地震後の通電によって火災となった事例が発生しています。このため、観賞魚用ヒーターについて、業界で定められていた基準を踏まえ、平成27年7月に空焚き状態となった場合でもヒーターの外郭表面温度が400℃以下であることなどの改正が行われました。

(4) 電気ストーブ

冬場に火災原因として多いのが電気ストーブです。以前から業界基準として転倒時に電源が切れる装置が取り付けられていましたが、海外から輸入される製品には搭載されていないものがありました。このため、平成29年7月の改正により、転倒している状態では通電しない構造であることが規定され、国内に流通するすべての製品に規制が掛かることになりました。

ちなみに、東日本大震災では、障害物によりこの転倒消火装置が作動せずに火災となった事例が発生しています。安全装置を過信せずに日頃から小まめにコンセントから差し込みプラグを抜くことを励行したいものです。

(5) リチウムイオン蓄電池(モバイルバッテリー)
リチウムイオン蓄電池については、平成20年5月の改正で規制対象に追加されましたが、火災を伴う事故が多発していることから平成30年2月の改正でモバイルバッテリーが規制の対象となり、それ以降は電気用品安全法に基づくマークが付されていないものは販売ができませんことになりました。

感震ブレーカーの設置状況

地震時の電気火災対策として、感震ブレーカーの設置が進められていますが、内閣府が平成4年に行った防災に関する世論調査では簡易型も含めて感震ブレーカーを設置していると答えたのは5.2%となっており、同じ質問で平成25年の調査では6.6%、平成29年の調査で12.8%と、十分に設置が進んでいないと推測される結果となっています。

また、同じく内閣府が令和元年に首都直下地震緊急対策区域に指定されている市区町村の密集市街地に居住する世帯を対象に行った調査では、設置していると答えた人は22%で前年の15%から増加しています。

【まとめ】

横浜市では、積極的に感震ブレーカー等の設置が進められ大きな成果を上げていますが、全国的には一般の戸建て住宅でまだ普及が進んでいないようです。感震ブレーカーはガスメーターの規制とは異なり自ら設置しなければなりませんので、多くの方々が関心を持つことが期待されます。

また、電気器具等に関する火災を防止するため、様々な改良が行われていますので、機会を捉えて新しいものに買い換えて行くことがより安全を高めることとなります。ただ、たこ足配線や差し込みプラグの緩み等による火災を防ぐには適正な取扱が大切です。危険性を知って適正な取扱を心がけましょう。



小野 和夫

物品販売店舗火災等の 危機管理について(前編)

防火
管理者
必読



公益社団法人横浜市防火防災協会
専任講師 土橋正彦

令和3年12月17日、大阪市北区にある雑居ビル(16項イ、耐火構造8F延べ面積700㎡)内の診療所(4階)で放火火災により27人の死者が発生した。この建物は、直通階段が一つで、容疑者が入口付近にガソリンを撒いたことにより、燃焼速度が速く、瞬く間に延焼し、建物内にいた多くの者が避難することができず命を奪われた卑劣で悲惨な放火火災殺人事件であった。本来であれば、建築基準法令の規制により2つ以上の直通階段が要求される建築物であるが、法令基準日(昭和49年1月1日)以前の建築物であったため、既存不適格として取り扱われていた。また、避難器具にあっては、消防法令の規制により階段が一つの防火対象物の場合、3階以上の階で収容人員が10人以上の階に設置する必要があるが、この診療所の収容人員が10人未満のため、避難器具の設置義務なしとして取り扱われ、2方向避難の確保はできていなかった。

この火災を受けて、令和4年6月、消防庁から「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書」が公表され、今回の火災は「一般的な火災(放火も範疇)」ではなく、「特殊な火災」にあたるという見解が示された。このような「特殊な火災」に係る対策は、社会への負担の大きさを鑑み、規制的手法によらず、専門家として提示する誘導的な対策を基本とすべきという結論となった。

火災発生から一年を前にして、令和4年12月、誘導的な対策として、消防庁と国土交通省から「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドラインの策定について(令和4年12月16日付消防予第639号)」及び「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドラインについて(令和4年12月16日付国住指第349号)」の二つのガイドライン(以下「二つのガイドライン」という。)が通知された。

あくまでも民間人の個人的な見解であるが、今回の診療所の定員(収容人員)は10人未満の施設であるにも係わらず、現実に29人(容疑者含まず、死者26人)の人が居たことは、防火管理上の定員の遵守(収容人員の適正化)の問題であるが、そもそも消防

法令による収容人員の算定方法が、実態とかけ離れているのではないかと、いずれにしても、「特殊な火災」だけでなく「一般的な火災」を想定しても、今後、直通階段が一つの建築物を新築する関係者(物品販売店舗も含む。)には、収容人員に係わらず、避難器具を設置し、二つのガイドラインに示す対策と組み合わせる2方向避難の確保をすることを強く勧める。

【物品販売店舗火災の現状と課題】

火災の危機管理というと、とかく、火災発生時の初動対応に注目が浴びがちだが、実は、日頃の火災予防や事前に行われる被害の軽減策が非常に重要である。診療所以外の関係者にとって、他業種の火災は、他人事が多く、ましてや一年前に発生した診療所の放火火災は、殺人事件としての印象が深い。そこで、まず、物品販売店舗(以下「物販店」という。)の関係者に「火災に対する関心」を持ってもらうため、現状把握と問題点を持つことから始め、その上で課題を設定し、実現可能な対策を考えた。

例えば、建物形態や業種は異なるが、可燃物が多く、かつ、集客数が多い物販店火災の危機管理について、「大阪市北区ビルと同様な放火火災が発生したら」、「物販店火災で死者ゼロにするには」、そもそも危機管理とは、「不測の事態に対して事前に準備される、被害を最小限に食い止めるための対策」である。

そこで、過去の火災事例を踏まえ、法令基準に係わらず課題と対策について検討を行った。

<火災事例1> 平成13年9月に発生した新宿歌舞伎町ビル(16項イ、耐火構造5/2F延べ面積516㎡)の放火火災

大阪市北区ビル同様、直通階段が一つの建築物(以下「特定一階段等防火対象物」という。)で、避難施設の避難障害等の防火管理上の不備が重なり一般的な火災で44人の死者が発生した。この火災を契機に平成14年4月及び同年8月、消防法令等の改正により、特定一階段等防火対象物に対する規制強化が行われた。また、人命危険の高い防火対象物の防火管理の

徹底を図るため、特定一階段等防火対象物と収容人員が300人以上の特定防火対象物に対し、防火対象物定期点検報告制度が創設された。あくまでも個人的な感想であるが、この制度は消防機関が、防火対象物の最新の実態把握をすることが困難であるため、消防機関が行う査察を補う制度として大いに期待されているが、法令制定後約20年経って、放火された大阪市北区ビルと同様な建築物について、この制度が十分に活用されているのか改めて評価する余地がある。また、新宿歌舞伎町ビル放火火災の問題点であった避難施設等の避難障害から、特定一階段等防火対象物に対して一動作式の避難器具を導入するなどの規制強化が図られたが、必ずしも2方向避難が確保されたとはいえない。今思えば、「たられば」だが、この時点で二つのガイドラインが策定され、大阪市北区ビルが改修されていたら、若しくは避難器具が設置されていたら、今回の放火火災で一人でも多くの者が助かっていたかもしれない。火災は繰り返される。建築基準法令の改正は、増改築が伴わなければ既存建築物への遡及適用はない。避難器具の消防法令等の改正は、公共の福祉に適合するようすべての既存防火対象物に対して遡及適用することから社会への負担が大きい。確かに規制的手法は、財産権に係わることなので慎重に行わなければならない。その結果、法令に適合していれば、所有者や管理者は、2方向避難が確保されていなくても防火上安全であると考えがちである。しかし、利用者の立場で考えるなら避難する手段の選択肢として、自主設置であったとしても2方向避難の確保が欲しい。新築の建築物から2方向避難を確保していかなければ、合法的に直通階段が一つの建築物が更に増え、2方向避難の確保ができない場合は、一般的な火災で、再び多くの死者が発生することを危惧している。一

方で、近年、大規模地震の発生の切迫性が指摘され、地震発生時には多くの建物やライフラインの被害が想定されている。乗降客の多い駅舎や集客人数の多い公会堂、百貨店等が一体となった大規模施設等は、物的にも人的にも被害の拡大が想定され、社会的にも影響が大きいことから、事業所の消防防災体制の強化、自衛消防力の確保が喫緊の課題となっていた。このため、平成19年6月、消防法令等の改正が行われ、防災センター等が設置されている大規模施設等に対して、新たに防災管理者の選任、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告制度等が創設された。更に、平成24年6月、消防法の一部改正が行われ、共同防火管理制度及び共同防災管理制度の整備が行われ、新たな統括防火・防災管理制度がスタートした。

そこで、大規模施設等の現状としては、統括防火・防災管理者等が、日頃から火災予防や地震による被害の軽減策を実践するため、消防用設備等点検及び防火対象物点検等を有資格者に点検させている。また、建物火災の出火原因であるコンロ、たばこ及び電気機器等に起因する火災発生に至るメカニズムを理解し、火災や被害の拡大に繋がる要因として、火気使用設備や避難施設等の不安定な状態や不安定な行動を見える化した日常点検と定員管理を実践する自主検査体制を推進し、出火防止を図っている。更に、自衛消防組織の本部隊には、統括管理者を選任し、専門性が求められる防災管理業務の一部委託を受けている警備会社等を配置して、地区隊には専門店の従業員等が、共同により火災や地震を想定した消防訓練と消防用設備等や防火設備等の取扱訓練などを実践し、火災発生を未然に防ぐことや被害の軽減を図っている。

しかし、不特定多数の者が自由に出入りできる物販店等では、いつ、どこで発生するか分からない放火火災の発生を防ぐことは、極めて困難である。



<火災事例2> 平成2年3月に発生した尼崎市スーパーマーケットN店(4項、耐火構造5/1F延べ面積約5,140㎡)の火災(火災原因は放火と推定)

4階寝具売場付近から出火し、初期消火の遅れ・失敗、更にはスプリンクラー設備の設置義務がなかったことなどから火災が4階全体に拡大した。また、避難施設等に存置していた商品が避難障害となり、防火区画*1を形成するための防火戸の閉鎖障害も引き起こして、上階への煙の流出に繋がり、5階で15人(従業員12人、客3人)の死者を発生させた。なお、この火災で店長(管理権原者)と総務マネージャー(防火管理者)の二人が、放火火災であっても防火管理業務の注意義務を怠ったことによる過失が、死傷者発生との間に因果関係があるとして、両者を禁固2年6月(執行猶予3年)とする判決が確定した。また、この火災を契機に、平成2年6月、消防法令等の改正により、物販店(4項)は、延べ面積が3,000㎡以上でスプリンクラー設備の設置が義務となり、「物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアルについて(平成2年6月4日付消防予第63号)」が消防庁から通知された。

*1「防火区画」：建物内で火災が発生した際に、炎や煙が広がるのを防ぐため、建物内を一定の基準により耐火構造の壁、床及び防火戸により区画したもの

<火災事例3> 平成16年12月、さいたま市D店(4項、耐火構造1F延べ面積2,237㎡)の放火火災

この火災で3人の死者(従業員)が発生し、それに伴い、消防庁に防火安全対策検討会が設置され、平成17年8月、「避難・消火困難な物品販売店舗において講ずべき防火安全対策について(平成17年8月9日付消防予第190号消防安第178号)」が消防庁から通知された。しかし、スプリンクラー設備に対する法令改正はなかった。

これらの事例はいずれも放火による火災で初期消火の失敗とスプリンクラー設備の設置が無かったことなどにより、延焼拡大して死者が発生している。しかし、スプリンクラー設備があったとしても大規模物販店では、大量の可燃物や多数の集客が伴うというリスクがある。もし火災(放火火災も含む)が発生した場合に、お客様と店舗で働くすべての人の命を守り、一人の死者も発生させないことを最優先とすることから、「火災による死者ゼロ」が物販店火災における重要な課題であると考えた。

【大規模物販店火災の特徴と法令等の規制】

過去の火災事例等を検証し、大規模物販店火災の特徴と法令等の規制を抽出した。

1 大量の可燃物による延焼拡大

まず、1つ目のポイントは、大量の可燃物が存在することである。多種多様な商品が、毎日、荷捌場等から売場へ頻りに搬入が行われている。営業時間中、避難施設等に一時的にでも商品の存置場所となっている場合は、ひとたび火災が発生し、初期消火に失敗すると、延焼拡大に繋がり、さらに防火区画の閉鎖障害があると上階に煙の流出で一酸化炭素中毒に巻き込まれ死者を発生させる恐れがある。そのため、出火防止対策として、法令順守とともに、消防計画に定めている自主検査体制の推進による出火防止と火災発生時の初動体制を図ることが重要である。また、売場での喫煙、裸火の禁止又は制限並びに危険物品の持ち込み禁止などについては火災予防条例により規制し、可燃物の急激な延焼拡大を防止している。しかし、違法にガソリンを持ち込んでの放火火災は、延焼の拡大が極めて速く、死者を一人も発生させないための具体的な対策としては、依然として課題は残るが、放火させない環境の確保が重要である。

2 多数の集客によるパニックの発生等

2つ目のポイントは、売場面積が大きく、営業時間帯には多数の集客があり、火災等の発生により、無秩序な避難行動がパニックを引き起こす恐れがある。また、集客が定員を超え、避難施設等の避難障害や防火区画の閉鎖障害が重なることで、火災により避難方向が1か所に集中し、客が滞留する場合は、煙で一酸化炭素中毒に巻き込まれ、死者が発生する恐れがある。そこで、定員の遵守(収容人員の適正化)を図り、安全な避難を行うためには、原則、出火場所がどこであっても、異なる方向の避難通路や避難階段を確保(2方向避難)する必要がある。建築基準法令では、直通階段までの歩行距離の限度、2以上の直通階段の設置、避難階段等に通ずる出入口の扉の幅員の合計、避難階段等の幅員の合計並びに防火戸や防火シャッターにより一定の面積(面積区画)ごと及び階段(縦穴区画)等に防火区画を設けることが義務づけられている。また、売場内の避難通路及びその幅員については、火災予防条例により規制している。そのため、大規模物販店では売場面積に応じて、一定幅以上の避難通路や複数の避難階段等の設置が義務となり、避難通路や避難階段等に商品等



を置くことは、避難障害や防火戸の閉鎖障害を引き起こす恐れがあるため、火災発生の有無に係わらず、消防法令の規制により避難施設等の維持管理義務違反となる。また、万が一火災が発生した場合でもパニック防止と安全な避難を行うためには、日頃から異なる方向の避難通路(2方向避難)を確保し、自衛消防組織の本部隊(防災センター等の指揮班)から避難方向の的確な指示をすること、実際に売場で接客をしている従業員等による円滑な避難誘導が行われることが有効であり、そのための教育と訓練を行うことが重要である。

3 消防用設備等の有効活用

3つ目のポイントは、延べ面積が3,000㎡以上の大規模物販店は、スプリンクラー設備など一定の消防用設備等の設置が消防法令等で義務づけられている。過去の火災事例で、延焼拡大したものは、スプリンクラー設備が設置されていなかった事例や、設置されていても点検不良や散水障害等から有効に機能していなかった事例が多い。そこで、火災の初期の段階から、自衛消防隊員が消防用設備等を有効に活用することで、火災の発見、警報、早い通報、早い初期消火と円滑な避難が行える。そのため、管理権原者及び統括防火・防災管理者等は消防用設備等の法定

点検と日常点検を行い、日頃から自衛消防隊員等に対して消防用設備等の取扱いのための教育と訓練を行うことが重要である。

4 複数の管理権原者に伴う防火・防災管理体制

4つ目のポイントは、大規模施設の場合、複数の管理権原者が存在し、その数だけ防火・防災管理者と自衛消防の組織(自衛消防隊)が存在し、それぞれで消防計画を作成するため、防火・防災管理が一元化されない恐れがある。そのため、統括防火・防災管理者は、全体の消防計画を作成し、各事業所やテナントの消防計画と整合を図り、避難通路や階段等の共用部分の防火・防災管理上の役割分担を明確にして、ビル全体が一体化した防火・防災管理体制の確立が必要である。また、避難障害となっている商品等の存置違反については、必要な措置を講ずる「指示」をすることができるよう消防法令で規制している。

そこで、大規模施設内の大規模物販店の防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者に準じて、大規模物販店が管理する範囲(専門店等のエリアを含む)の消防計画を作成し、各専門店の消防計画との整合を図り、火災予防と災害時の指揮命令等が一元化できるよう専門店と共同で自衛消防組織を設置し、専門店との契約時に防火・防災管理上の役割分担について協議、調整を行うことが重要である。(続く)

令和4年度 防災講演会開催報告

講師：横浜市防火防災協会
専任講師 土橋 正彦



演題 物品販売店舗火災等の危機管理について

- ① 火災事例の検証と教訓
- ② 物品販売店舗火災の現状と課題
- ③ 大規模物販店火災の特徴と法令等の規制
- ④ 「火災による死者ゼロ」の対策

日時 令和5年2月14日(火)

◆15:00~16:30

場所 神奈川中小企業センタービル

14階多目的ホール

横浜市中区尾上町5-80

TEL- 045 633 5019



会長あいさつ



講演資料より



講演の様子

主催：公益社団法人横浜市防火防災協会 後援：横浜市消防局

令和4年度製作 防災指導車(地震体験車)

横浜市消防局 施設課

1 防災指導車の概要

市内に4台配置されており、今年度は、泉消防署いずみ野消防出張所配置の車両を更新します。当該車両は、起震装置及び地震体験室を備えており、地震体験室には、映像及び効果音を出力できる液晶ディスプレイやスピーカーを設置して、よりリアルに地震を体験することができます。



2 地震体験装置の主な特徴

(1) 3次元起震装置の採用

前後・左右・上下に揺れる3次元起震装置を搭載しており、「震度階地震」、「再現地震」、「想定地震」、「緊急地震速報連動地震」を再現できます。

- ・ 震度階地震：震度2から震度7までの8種類の地震
- ・ 再現地震：過去に発生した9種類の地震
- ・ 想定地震：長周期振動地震をはじめ、7種類の地震
- ・ 緊急地震速報連動地震：緊急地震速報と連動した2種類の地震



(2) 伸縮式ボディの採用

高さ制限のある場所でも、使用が可能です。

(3) リチウムイオン電池の採用

現行車両は、地震体験室を発電機で駆動し、使用していましたが、新車両では、リチウムイオン電池を搭載したことによりエンジンを停止した状態でも地震体験室を駆動することが可能になり、騒音も発生することがないため、屋内での使用も可能になりました。

(4) シンプルな車両デザイン

色は、青と白を基調とし、「横浜市消防局」の局名標示を全方向に標示しています。また、市民に分かりやすいように、車両側面に「地震体験車」と大きく表記しました。

3 主要諸元

シャシ	日野自動車(デュトロ)
ぎ装	飛鳥特装株式会社
車両寸法	全長 6,150mm/全幅 2,250mm/全高 2,640mm
車両総重量	6,025kg
駆動方式	後輪駆動
乗車定員	走行時は3名、地震体験時は大人定員4名(280kg)
エンジン	総排気量 4,009cc

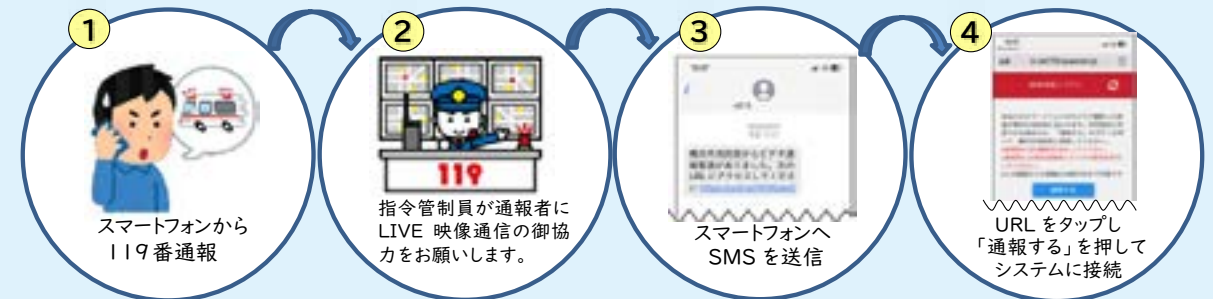
119番通報者と消防司令センターを映像でつなぐ LIVE映像通信システム(映像119)の運用を開始!

横浜市消防局 司令課

横浜市消防局では、119番通報においてスマートフォンを活用したLIVE映像通信システム(映像119)の運用を令和5年2月1日(水)から開始しました。

LIVE映像通信システム(映像119)とは・・・

119番通報者等と消防司令センターで映像の送受信を行うことで、傷病者の状態や災害現場の詳しい状況を把握します。この取組により、迅速・的確な消防隊・救急隊の運用や有効な応急手当を行うことで救命率を向上させることが期待できます。市民等への周知や利便性向上に向けた改善を行い、同年4月1日(土)から本格的な運用を開始します。



※マイクやカメラ、位置情報へのアクセスを許可してください

システム接続後は・・・

傷病者の状況に応じて、通報者等に応急手当の映像を送信

【消防司令センター】



応急手当動画



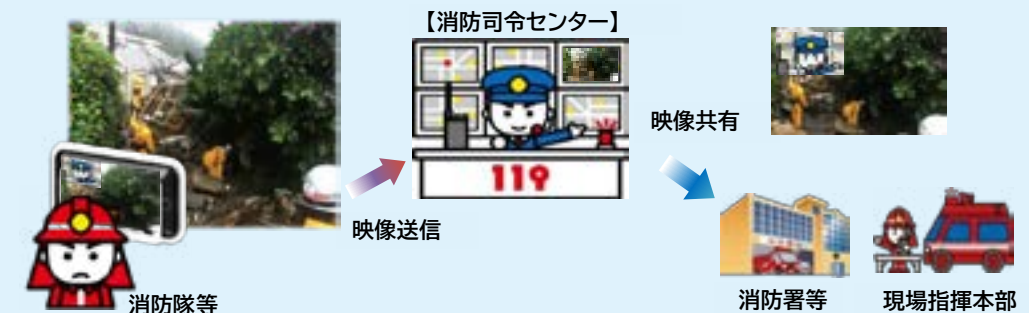
〈〈配信可能な映像コンテンツ〉〉

- 胸骨圧迫(成人)
- 胸骨圧迫(小児)
- 胸骨圧迫(乳幼児)
- 異物除去(成人・小児)
- 異物除去(乳幼児)



※通信料は通報者負担となります

通報者や消防隊等が撮影した災害現場の映像を消防司令センターで受信・共有



新約消防白書

「タウマゼインからエウレカを求めて」

西欧の「建物火災のほとんどは出火階でとどまっていた。」^{*1}という一文を目にしたとき、日本の火災実態との違いに、驚愕した。「驚き(タウマゼイン)^{*2}から知の探究が始まる。」と古代ギリシア人は述べているが、確かに、その違いがどこから来るのか知りたくなるものである。答え(エウレカ)^{*3}を求めて、嘗て、その地を訪ねた。

西欧は、壁の文化であり、町も家も蛮族からの侵入に備えて作られている。人々の壁区画への認識が日本人とは異なっている。

人々が住むtownは、元来「柵」を意味し、ロンドンには、市壁(ロンドンウォール)で囲まれていた。Burgも市壁を意味し、蛮族の侵入から住民を壁で守っていた。ちなみに、ブルジョワジー (bourgeois) は

「市壁の内側に住む人」を意味する。また、市壁に囲まれて建てられた建物の構造は、石やレンガを積み上げて作る組積造である。壁が基本であり、窓も扉も侵入を拒んでいる。雨が降ってきても雨宿りができない。訪ねた共同住宅の扉には錠が五個もついている。そのためだろうサンタさんは煙突から入る。住人は、歴史を通して日常的に壁を体験し、壁による区画を繰り返し意識することで、おそらく、区画の環境を身に付けている。壁によって侵入を拒否する構造は、結果的に火災時の延焼防止に繋がり、扉を閉める行為にも繋がっているように思う。それが「出火階でとどまっていた」一因ではないかと推測した。明確な答えを見出すことはできなかったが、今も、様々な「エウレカ」との出会いを期待しつつ、さ迷っている。(K)

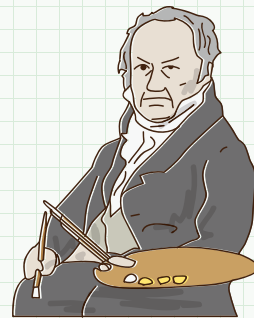
*1 北後明彦「火災調査の歴史」(J.K.Freitag, The Fireproofing of Steel Buildings, 1899.)
 *2 アリストテレスが「形而上学」に記している。
 *3 アルキメデスは、王から与えられた課題の解決方法をお風呂で発見したとき、「エウレカ!」(見つけた!)と叫んだ。



妄言多謝 第22回

ハリー・ルーベンホールド(18・19世紀英国の女性の生活の専門家)が『切り裂きジャックに殺されたのは誰か』というノンフィクションを書いた。前書きに「わたしは本書を彼女たちのために書いている」とある。彼女たちとは5人の被害者である。犯人はわからないまま、史上最も有名な殺人鬼のひとりとなり、被害者はどんな女性だったかわからないで、今日に至っている。著者は彼女たちの人生を丹念に掘り起こし、当時の偏見から彼女たちの尊厳を取り返した。帯に「鎮魂と告発のノンフィクション」とある通り私は読み終えて合掌した。著者も私も彼女たちの鎮魂の

儀式に立ち会ったのだ。著者と読者が直につながり、ともに悼むこと、これは私自身の救済でもある。かつてプラド美術館でゴヤの『1808年5月2日』と『同年5月3日』を観たとき、ガイドの女性が「これを観て虐殺の衝撃を感じたのなら、それがゴヤの心です。ゴヤがあなたに伝えているのです」と言った。作者と鑑賞者が直につながることはこういうことだと初めて知った。表現に向き合うとき、自分が多くの読者や鑑賞者のひとりと感じている限りはこの作家と画家の心は捉えられない。表現者と鑑賞者が孤独で向き合えば心はつながる。(し)



横浜路地裏日記

YOKOHAMA ROZIURA NIKKI

連載 第21回

文と写真 ● ジャム

平沼橋、高島町、新高島、神奈川、戸部、東神奈川、桜木町、反町、三ツ沢下町。これらは、横浜駅から一つ目の各鉄道会社の駅の名称である。

横浜駅の一日の乗降客数は230万人を超えと言われており、新宿駅、渋谷駅、池袋駅に次いで、4位。東京駅より多いらしい。

横浜駅から歩いて行ける一つ目の駅。そのあまりにも普通で目立たない名称、その遠慮がちで見栄を張らない謙虚なたたずまい、その存在感のつましき、それでも確実に生きているという密かな確かさ。さらに言えば、その気配の消し方は、もう達人の域である。

終わりのないあるいは始まりのない、脱文脈的な人生を生きざるを得ないなかで、ひよっとすると、あり方の理想形

が一つ目の駅なのではないか。

そんな噂もないことをぼんやりと考えながら、京浜急行線に乗ったまではよかったのだが、その一つ目の駅は、戸部駅ではなく、同じ一つ目でも、なんと上大岡駅であった。どうするんだ、オレ。

各駅停車の一つ目と特別快速の一つ目では、どうも勝手が違いすぎる。何しろ横浜駅に次ぐターミナル駅なのだ。

気を取り直して、昔の記憶を頼りに、大岡川があるはずと水辺を求めて歩き始める。鎌倉街道を行く自動車も駅周辺を歩く人も、どう見ても明確な目的を持ってどこかに進んでいるように見える。大久保橋沿いの歩道に水辺へと降りていく階段が作られている。飛び石に石の橋がかかっていた。



わたしのベストショット!!

撮影:近藤 美樹さん



救助隊・歩調が自然にそろいます

真澄あらばしり

酒造元 宮坂醸造株式会社 (長野県:1662年創業)

コメント ハケ岳山麓、諏訪湖の畔に息づく銘酒「真澄」は、皆さんご存知のことと思います。ご紹介するのは、冬のみ出荷される「真澄あらばしり」です。寒い時期、豊潤で冷たく爽やかな飲み口で、野沢菜が食べたくなりました。ご紹介したのは冬限定ものですが、春・夏・秋・冬とその季節だけの銘酒がありますので、日本酒を楽しむ世界が広がるかもしれませんね。

価格等 720ml 1,650円

オススメの今回の推薦者 講習課嘱託職員 日比谷 幹雄



私の好きな日本酒 当協会事務局員のオススメ

第8回

本誌の購入料金について

毎号、本誌の内容の充実に向けて努力してまいりましたが、各区の火災予防協会でご購入いただいている本誌の販売価格は、印刷や紙代の高騰などのため、やむを得ず今回より130円(+20円)に値上げさせていただくことになりました。ご理解とご協力をお願いいたします。

編集後記

横浜市内の昨年の火災原因は、昭和60年からずっと1位であった放火に代わりたばこが1位になった。たばこは燃焼を伴わない加熱式が出て来て、火災原因として減るかと思いきや、予想したようには減っていない。そして今回の本誌にもあった電気火災の増加。携帯電話の普及やオール電化の住宅など電気が生活の主役の時代。正しい製品の使い方はもとより、粗悪品のバッテリーなどにも注意が必要。光と影は表裏一体、今後も忘れずにいよう。(F)

講習紹介コーナー 救命講習

誰が受講できるの？

○普通救命講習Ⅰ・Ⅲと上級救命講習

横浜市内「在住・在勤・在学」の方が対象です。

○応急手当普及員新規講習

横浜市内の事業所や自主防災組織等において応急手当の指導をする方が対象です。

※認定を更新される方は、3年以内に再講習を受講する必要があります。

どの講習を受けたらいいの？

①普通救命講習Ⅰ 3時間(半日)

主に成人に対して必要な応急手当の方法を習得

◇基本的な心肺蘇生(胸骨圧迫・人工呼吸) ◇気道異物の除去 ◇AED ◇止血

②普通救命講習Ⅲ 3時間(半日)

主に小児、乳児、新生児に対して必要な応急手当の方法を習得

◇基本的な心肺蘇生(胸骨圧迫・人工呼吸) ◇気道異物の除去 ◇AED ◇止血

③上級救命講習 8時間(1日)

①や②に加え、さらに詳しい応急手当の方法を習得

◇基本的な心肺蘇生(胸骨圧迫・人工呼吸) ◇気道異物の除去 ◇AED ◇止血
◇傷病者管理 ◇三角巾の取扱い ◇外傷の手当

④応急手当普及員新規講習 24時間(3日間)

事業所や自主防災組織で普通救命講習Ⅰを指導する知識と技術を習得

◇応急手当の基礎的な知識技能 ◇応急手当の指導要領、指導技法 ◇基礎医学
◇資器材の取扱い要領

「その時のために・・・」講習で正しい知識と技術を身につけましょう!!



電話申し込み

横浜市防火防災協会 045-714-9911
平日 9時～16時(12時～13時を除く)

横浜市消防局ホームページ(Web予約)

消防局サイト内検索で、「救命講習等Web予約」で検索してください。
予約ページに進みますので、必要事項を入力してください。

講習の詳しい日程などについては、ホームページをご覧ください。

横浜市防火防災協会

当協会では横浜市等から
受託し防火防災の各種
資格取得講習を実施し
ています

●救命講習(普通救命講習Ⅰ・Ⅲ、上級救命講習、応急手当普及員講習)

- 防火管理者・防災管理者取得講習
- 自衛消防業務講習
- 防火対象物点検資格者講習
- 防災管理点検資格者講習
- 危険物取扱者受験準備講習
- 患者等搬送乗務員講習

令和5年度 救命講習日程表

○講習会場は、横浜市民防災センター(防セン)、長津田消防出張所(長津田)、救急救命士養成所(救命士養成所)です。
感染対策の見直しや会場都合等により変更する場合があります。最新情報はホームページでご確認ください。
○1年間を四半期に分けて受け付けます。受付開始日にご注意のうえ、お早めにお申込みください。

月別	受付開始日	普通救命Ⅰ	普通救命Ⅲ	上級救命	普及員(新規)	普及員(再講習)
4月	4月4日(火)	20(木) 午前・防セン 20(木) 午後・防セン		11(火) 長津田 14(金) 防セン 22(土) 防セン 24(月) 長津田	26(水)～28(金) 救命士養成所	18(火) 午後 救命士養成所
5月		14(日) 午前・防セン 14(日) 午後・防セン 19(金) 午前・長津田 19(金) 午後・長津田 26(金) 午前・防セン 26(金) 午後・防セン	31(水) 午前・防セン 31(水) 午後・防セン	1(月) 防セン 9(火) 防セン 12(金) 長津田 16(火) 防セン 29(月) 長津田		23(火) 午後 救命士養成所
6月		9(金) 午前・防セン 9(金) 午後・防セン 16(金) 午前・長津田 16(金) 午後・長津田 21(水) 午前・長津田 21(水) 午後・長津田 30(金) 午前・防セン 30(金) 午後・防セン	18(日) 午前・防セン 18(日) 午後・防セン	5(月) 防セン 7(水) 長津田 12(月) 長津田 19(月) 長津田	26(水)～28(水) 救命士養成所	29(木) 午後 救命士養成所
7月	6月1日(木)	15(土) 午前・防セン 15(土) 午後・防セン	18(火) 午前・長津田 18(火) 午後・長津田	3(月) 長津田 7(金) 防セン 10(月) 長津田 21(金) 防セン 31(月) 防セン	26(水)～28(金) 救命士養成所	25(火) 午後 救命士養成所
8月		10(木) 午前・防セン 10(木) 午後・防セン	29(火) 午前・防セン 29(火) 午後・防セン	8(火) 防セン 23(水) 防セン 25(金) 長津田 31(木) 長津田	16(水)～18(金) 救命士養成所	15(火) 午後 救命士養成所
9月		8(金) 午前・長津田 8(金) 午後・長津田 13(水) 午前・長津田 13(水) 午後・長津田 29(金) 午前・防セン 29(金) 午後・防セン	27(水) 午前・長津田 27(水) 午後・長津田	5(火) 長津田 11(月) 長津田 17(日) 防セン 19(火) 長津田 22(金) 防セン 25(月) 防セン		15(金) 午後 防セン
10月	9月1日(金)	14(土) 午前・防セン 14(土) 午後・防セン 27(金) 午前・長津田 27(金) 午後・長津田	20(金) 午前・防セン 20(金) 午後・防セン	2(月) 長津田 6(金) 防セン 10(火) 長津田 17(火) 防セン 23(月) 防セン		31(火) 午後 防セン
11月		15(水) 午前・長津田 15(水) 午後・長津田	30(木) 午前・長津田 30(木) 午後・長津田	4(土) 防セン 6(月) 長津田 10(金) 長津田 13(月) 長津田 17(金) 長津田 20(月) 長津田 24(金) 防セン 27(月) 防セン		28(火) 午後 防セン
12月		8(金) 午前・防セン 8(金) 午後・防セン 15(金) 午前・長津田 15(金) 午後・長津田 21(木) 午前・防セン 21(木) 午後・防セン		4(月) 防セン 6(水) 長津田 11(月) 長津田 19(火) 防セン 26(火) 長津田		
1月	12月1日(金)	9(火) 午前・長津田 9(火) 午後・長津田 19(金) 午前・防セン 19(金) 午後・防セン 24(水) 午前・防セン 24(水) 午後・防セン	26(金) 午前・防セン 26(金) 午後・防セン	12(金) 防セン 15(月) 防セン 17(水) 長津田 21(日) 防セン 29(月) 長津田		
2月		14(水) 午前・長津田 14(水) 午後・長津田 25(日) 午前・防セン 25(日) 午後・防セン 29(木) 午前・防セン 29(木) 午後・防セン	9(金) 午前・長津田 9(金) 午後・長津田	2(金) 防セン 5(月) 長津田 16(金) 長津田 20(火) 防セン 27(火) 防セン		22(木) 午後 防セン
3月		21(木) 午前・長津田 21(木) 午後・長津田 28(木) 午前・防セン 28(木) 午後・防セン	22(金) 午前・防セン 22(金) 午後・防セン	1(金) 防セン 4(月) 長津田 7(木) 防セン 11(月) 長津田	25(月)～27(水) 救命士養成所	19(火) 午後 救命士養成所

最新の日程はホームページで確認
<https://www.ydp.or.jp/kosyu01>



◆講習会場定員(年度当初) ※感染対策の見直し等により変更する場合があります。
◇防セン: 普通Ⅰ・上級 30名、普通Ⅲ・普及員再講習 24名
◇長津田: 普通Ⅰ・上級 12名
◇救命士養成所: 普及員新規講習・普及員再講習 20名

横浜市消防局
公益社団法人横浜市防火防災協会

令和5年度 防火・防災管理講習等日程表

月別	受付開始日	甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習	甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習	乙種防火管理講習	甲種防火管理再講習	防災管理新規講習
4月	4月4日(火) 8時45分	第1回 24日(月) 25日(火) 第2回 27日(木) 28日(金)	第1回 26日(水)			
5月		第3回 1日(月) 2日(火) 第4回 8日(月) 9日(火) 第5回 15日(月) 16日(火) 第6回 23日(火) 24日(水) 第7回 27日(土) 28日(日)	第2回 22日(月)	第1回 17日(水)		
6月		第8回 1日(木) 2日(金) 第9回 8日(木) 9日(金) 第10回 15日(木) 16日(金) 第11回 19日(月) 20日(火) 第12回 26日(月) 27日(火)		第2回 10日(土)	第1回 23日(金)	
7月		第13回 1日(土) 2日(日) 第14回 3日(月) 4日(火) 第15回 15日(土) 16日(日) 第16回 18日(火) 19日(水) 第17回 26日(水) 27日(木)		第3回 7日(金) 第4回 31日(月)		
8月		第18回 3日(木) 4日(金) 第19回 5日(土) 6日(日) 第20回 7日(月) 8日(火) 第21回 9日(水) 10日(木) 第22回 17日(木) 18日(金) 第23回 21日(月) 22日(火) 第24回 30日(水) 31日(木)	第3回 19日(土)			
9月		第25回 4日(月) 5日(火) 第26回 14日(木) 15日(金) 第27回 19日(火) 20日(水) 第28回 23日(土) 24日(日) 第29回 28日(木) 29日(金)			第2回 6日(水)	
10月		第30回 3日(火) 4日(水) 第31回 10日(火) 11日(水) 第32回 14日(土) 15日(日) 第33回 19日(木) 20日(金) 第34回 30日(月) 31日(火)	第4回 28日(土)			第1回 18日(水)
11月		第35回 4日(土) 5日(日) 第36回 9日(木) 10日(金) 第37回 14日(火) 15日(水)	第5回 24日(金)		第3回 25日(土)	
12月		第38回 4日(月) 5日(火) 第39回 11日(月) 12日(火) 第40回 18日(月) 19日(火)		第5回 6日(水)		
1月		第41回 10日(水) 11日(木) 第42回 16日(火) 17日(水) 第43回 22日(月) 23日(火) 第44回 27日(土) 28日(日)	第6回 26日(金)	第6回 15日(月) 第7回 30日(火)		
2月		第45回 3日(土) 4日(日) 第46回 7日(水) 8日(木) 第47回 15日(木) 16日(金) 第48回 17日(土) 18日(日) 第49回 26日(月) 27日(火)		第8回 1日(木)	第4回 22日(木)	
3月		第50回 5日(火) 6日(水) 第51回 11日(月) 12日(火) 第52回 13日(水) 14日(木)	第7回 15日(金)	第9回 4日(月)		

講習会場 「横浜市研修センター」 中区山下町72番地の1
 ・みなとみらい線「日本大通り駅(県庁・大さん橋)」3番出口から徒歩3分
 ・JR「関内駅」南口、「石川町駅」中華街口から各徒歩13分
 ・横浜市営地下鉄「関内駅」1番出口から徒歩12分



横浜市消防局
 公益社団法人横浜市防火防災協会

※講習案内等は、こちらを参照してください。

消防用設備一式 設計・施工・販売・修理・点検

消火器 漏電警報器
 自動火災報知設備 屋内消火栓設備
 避難器具 スプリンクラー設備
 非常警報設備 誘導灯


株式会社 

東横防災商事

〒226-0016
 横浜市緑区霧が丘4丁目2-3-206
☎(045)921-1244
 FAX(045)923-0677

創業50年

消火器・消防ポンプ他
 各種防災機器の販売
 火災報知機他・各種防
 災設備の設計施工・点検

 株式会社 **蒲原商会**

〒226-0016
 横浜市港北区樽町3-1-13
 TEL (045) 542-7266 代
 FAX (045) 542-7252

横浜油材株式会社

○石油部：重油・軽油・灯油・潤滑油
 ○洗剤部：クリーニング工場向け洗剤、資材全般
 ・工業薬品、有機溶剤
 (業務用水洗機・ドライ機・コインランドリー設備施工全般)
 ○工事部：危険物工事設計施工及び解体工事一式
 ○リサイクル部：中古タンクローリー、中古給油機、
 中古コンプレッサー等

〒245-0018
 横浜市東区上飯田町1465-2
 TEL 045-803-3508
 FAX 045-803-3594
 URL: <https://y-yuzai.com/company/>



地元可愛され

消防設備業60年

 横浜型地域貢献企業
 横浜市Y-SDGs認証

横浜市磯子区馬場町1-48 ☎0120-963-890

横浜消火器株式会社

消防・防災
 機器販売

消防設備
 工事・点検

防災用品
 販売

「(創業71周年) 消火器リサイクル推進センター 特定窓口」

双信消防設備株式会社
 横浜市西区中央1-37-24 ☎045-321-1884

◆地下埋設タンク・配管の
気密漏洩検査
 (一般財団法人 全国危険物安全協会 第14012号)

◆産業廃棄物の処理・再生
各種タンク・ピットの清掃工事
 (弊社でリサイクル可能な廃油は買取り致します)

『ISO14001認証取得』

 **三美興産株式会社**
 〒223-0059 横浜市港北区北新横浜一丁目9番地2
 TEL 045(549)3551 FAX 045(548)2102
 URL: <http://www.sanbikosan.com/>

防犯・防災など地域への発信アイテムをお考えの方は、
デザインは(株)ナデックに
印刷は野崎印刷紙器(株)へご連絡下さい



クリアファイル



ステッカー



防災カルタ

担当営業がまずお話を伺います。横浜市鶴見区矢向3-15-27 Tel.045-571-3508
hongou@nozaki-print.co.jp まで



防火管理者必携!

「消防関係法令集」最新版販売開始!

本書の特徴

- 監修/横浜市消防局予防部予防課
- 防火・防災管理の業務を行う上で必要となる消防関係の法令を網羅した実務書です。
- 横浜市火災予防条例も編さんされており、法令、条例、両面の規制が把握できます。

3,100円(税込)
 (当協会会員 2,800円)



- サイズ/A5
- 重さ/約1,200g
- 発行日/令和5年4月7日

新たに改正した主な内容

- 消防法施行令**
 ・第34条、第36条 二酸化炭素消火設備に係る技術上の基準等の見直し
- 危険物の規制に関する規則**
 ・第1条の6、第25条の6、第48条の3 屋外給油取扱所のキャノピー面積基準の見直し等
- 横浜市火災予防条例**
 ・第14条の2、第74条 急速充電設備の規制見直し
- その他** 横浜市火災予防規則、横浜市危険物規制規則

購入方法

- ①当協会窓口で購入
- ②宅配を希望 (送料等の御負担をお願いします。)

問い合わせ先

公益社団法人 横浜市防火防災協会
 電話 045-714-0920 (総務課)

※ 発売直後は混雑により発送が遅れる場合がありますのでご了承ください。

「横浜市防火防災協会」のホームページにご案内と注文用紙がありますのでご利用ください

横浜市防火防災協会

これさえあれば、すぐに消防訓練ができる!



- A4判
- 32頁
- オールカラー



- 全17分
- トールケース付



併せて使えばさらに
パワーアップ!

●このDVDのすべての権利は、著作権者に留保されており、これを複製、放送(無断・有断)などすることはできません。
 ●このDVDは、映像と音声を高密度に記録したディスクですので、DVD対応のプレーヤーで再生してください。

冊子+DVD
 セット

一般財団法人 日本防火・防災協会 / 監修
 定価1,100円 (本体1,000円+税10%)

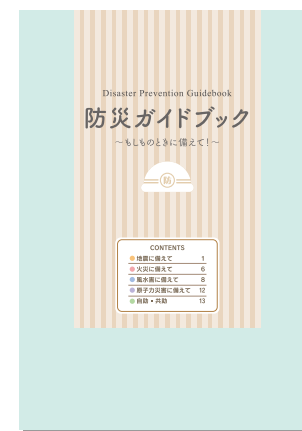
詳細はこちら!



地震、風水害、原子力災害・・・
 あらゆる災害への対応から日頃行うべき備えまで、家族の命を守るためのこの1冊!

防災ガイドブック

～もしものときに備えて!～



- A4判
- 20頁
- オールカラー
- 定価187円
 (本体170円+税10%)

詳細はこちら!

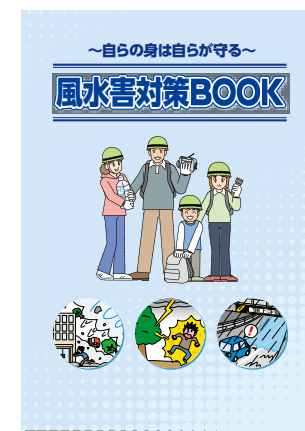


近年大きな被害をもたらし、多くの尊い命を奪っている風水害。「自らの身は自らが守る」ための最初の一步として!

～自らの身は自らが守る～

風水害対策BOOK

●監修 公益財団法人 市民防災研究所



- A5判
- 20頁
- オールカラー
- 定価110円
 (本体100円+税10%)

詳細はこちら!



東京法令出版 株式会社

お申込みは
 こちらから

●インターネットでお申込み
<https://www.tokyo-horei.co.jp/>
 (※最新情報等もホームページをご覧ください。)

●お電話でお申込み
 0120-338-272

●FAXでお申込み
 0120-338-923
 (※携帯電話からもお申込みできます。)

神奈川県民のための火災共済

広告

組合員のみなさまが火災等に遭ったとき、互いに助け合う制度です。



もしもの事態に備える保障

家計に優しい掛金も
選ばれている理由です！

例えば1,000万円の保障が

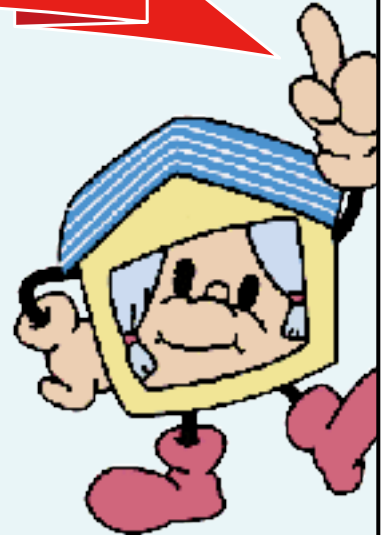
マンション等
(耐火構造)
専用住宅の場合
年間掛金

4,000円

木造・準耐火
(非耐火構造)
専用住宅の場合
年間掛金

8,000円

*新規にご加入の際、組合員になっていただくため、100円の出資金が必要です。



〈お問い合わせ・資料請求〉 ※広告内容は概要のため、詳細は下記までお問合せください。*イラストはイメージです。

横浜市孤立予防対策協力事業者

横浜市民共済生活協同組合

横浜市中区日本大通58 日本大通ビル8階

0120-073-203

[受付時間] 月～金/午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

▼ HPからカンタンアクセス! ▼

資料請求&
お見積りシミュレーション
はこちら!



公益社団法人 横浜市防火防災協会

〒232-0064 横浜市内南区別所一丁目15番1号 BML横浜ビル2階

URL <https://ydp.or.jp>

FAX 045(714)0921



□ 総務課 TEL 045(714)0920
□ 防災支援課 TEL 045(714)0929

□ 講習課 TEL 045(714)9909
□ 救命講習受付 TEL 045(714)9911